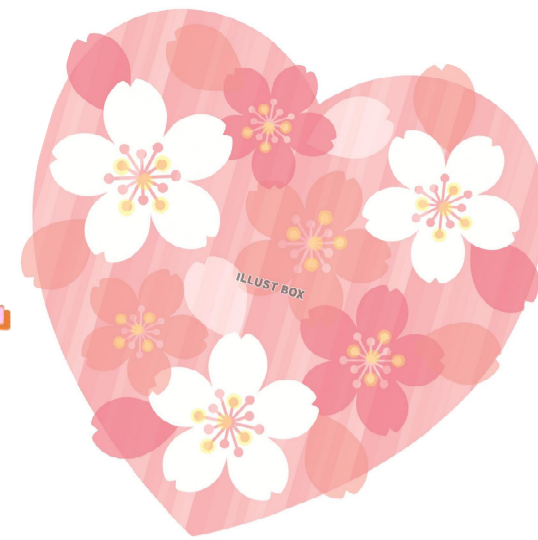


宿毛市は結婚新生活を 応援しています



～ 新婚世帯の住居費・引っ越し費用を助成します ～

補助対象経費・補助金額

*予算の範囲内で補助します。
予算額に達し次第、受付を終了します。

令和5年4月1日～令和6年3月31日に支払った下記費用を、30万円（夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、60万円）を上限に補助します。



住居費

物件の購入・賃借費用

※ 購入費、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料



引っ越し費用

引っ越し業者に支払った費用（不用品の処分費用は除く）

※ 婚姻前の転居や配偶者の居宅へ転居した場合も対象



対象者の主な要件

※ 要件には該当するが上記の期間に支払いがない場合（令和6年3月の結婚など）も、お問い合わせください。

次の①～⑦を含む、すべての要件に該当する夫婦

- ① 令和5年1月1日～令和6年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日時点の年齢が 39歳以下
- ③ 夫婦の所得の合算額が 500万円未満
※ 所得500万円の目安…給与の場合、年収約680万円程度
※ 貸与型奨学金を返済している方は、年間返済額を所得から控除して算出
- ④ 市内の住居に夫婦ともに居住し、住所が当該住居となっている
- ⑤ 公的制度による家賃補助等を受けていない
- ⑥ 市税・県税の滞納がない
- ⑦ 宿毛市に5年以上定住する意思がある など ※ 他にも要件あり

申請期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月10日

※ 申請に際しては、必ず事前にお問い合わせください。



添付書類



共通

- 1 婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書 又は 夫婦の個人事項証明書)
- 2 夫婦の住民票の写し
- 3 夫婦の所得証明書(申請時において最新のもの)
- 4 夫婦の県税及び市税に滞納がないことを証する書類
- 5 誓約書(第2号様式)

貸与型奨学金を返済中の場合

- 6 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

住宅を購入 又は 新築した場合

- 7 売買 又は 請負に係る契約書の写し 及び 領収書の写し

住宅を賃貸している場合

- 8 賃貸借に係る契約書の写し 及び 領収書の写し
- 9 住宅手当等が確認できる書類
- 10 住居費(家賃・共益費を除く)に係る領収書の写し



引っ越しの場合

- 11 引っ越しに係る領収書の写し



問い合わせ先

宿毛市役所企画課 移住定住推進係
〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地

電話：0880-62-1256
FAX：0880-62-1274

E-mail:1165@city.sukumo.lg.jp